

## 2 安心して医療を受けられる環境を整える

### (1) 地域における医療体制を確立する

#### ●休日・夜間救急医療

現在の救急医療体制は、救急告示医療機関（いわゆる救急病院）制度が基本となっている。これを補完するため、区では、休日・夜間等において入院を必要としない程度の救急患者に対応する初期救急医療等の充実を図っている。

#### 1 初期救急医療など

練馬休日急患診療所（区役所東庁舎2階）および石神井休日急患診療所（石神井庁舎地下1階）において、日曜・祝休日（年末年始を含む。）の昼間・準夜間および土曜日の準夜間に、内科・小児科の初期救急医療を実施している。

また、ニーズの高い15歳以下の小児初期救急医療に対応するため、練馬区夜間救急こどもクリニック事業を練馬休日急患診療所において、毎日準夜間に実施している。

併せて、平成18年度から日大練馬光が丘病院および順天堂練馬病院に毎日午後5時から午後10時まで小児初期救急医療事業を委託して実施している。22年度の患者実績は日大練馬光が丘病院は3,592人、順天堂練馬病院は1,073人であった。日曜・祝休日には区内6か所で休日診療当番医療機関を開設するほか、区内3か所で休日柔道整復施術事業を実施している。

また、休日夜間の急病患者に対する処方せん調剤に対応するため、練馬区休日・夜間薬局を開設している。20年4月には石神井休日急患診療所のフロア内に石神井休日夜間薬局を開局した。

#### 休日診療当番医療機関および休日当番接骨院の利用状況

平成22年度

区分	開設日数	受診者数	1日平均
			人
医科	71	5,703	80.3
歯科	10	125	12.5
接骨院	71	494	7.0

#### 休日急患診療所等の診療日数と受診者数

平成22年度

施設名	診療日数		受診者数	
	昼間	準夜間	昼間	準夜間
練馬休日急患診療所 （内科・小児科）	70	365	5,498 (78.5)	6,069 (16.6)
練馬区夜間救急こども クリニック（再掲） （年終始）	6	365	414 (69.0)	5,009 (13.7)
練馬歯科休日急患診療所 （歯科）	70	—	463 (6.6)	—
石神井休日急患診療所 （内科・小児科）	71	122	4,837 (68.1)	2,434 (20.0)
石神井歯科休日急患 診療所（歯科）	71	—	596 (8.4)	—

注：①昼間：午前10時～午後5時  
準夜間：午後6時～午後10時（土・日・祝休日・年末年始）  
午後8時～午後11時（月～金）  
②受診者の（ ）内は1日平均

#### 2 二次救急医療

入院を必要とする救急患者に対応する二次救急医療については、都が休日・全夜間診療や特殊救急医療の体制を整備している。区ではこれを補完するため、日大練馬光が丘病院において、心臓循環器救急医療を実施している。

#### 3 歯科救急医療

練馬歯科休日急患診療所（区役所東庁舎3階）および石神井歯科休日急患診療所（石神井庁舎地下1階）において、日曜・祝休日に歯科救急医療を実施している。併せて、ゴールデンウィークと年末年始に歯科の休日診療当番医療機関を区内1か所に開設している。

#### ●難病患者支援

難病とは、①原因不明、治療法が未確立であり、かつ、後遺症のおそれが高く②経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず、介護等に著しく人手を要するために家庭の負担が重く、また、精神的にも負担の大きい疾病をいう。国では、臨床調査研究分野として130疾患の研究を奨励している。

都では、指定79疾患（国の指定56疾患を含む。）に対して医療費の公費負担を実施しており、所管の保健相談所で申請を受け付けている。このほかに、特殊医療として腎不全と血友病の医療費助成の申請も受け付けている。

保健相談所では、公費負担医療申請者を対象とする所内面接相談・訪問指導や講演会を実施している。

このほか、都が都医師会に委託して実施している在宅難病患者訪問診療事業や、平成4年度から都が実施している在宅難病患者医療機器貸付事業（吸入・吸引器）の対象となっている。

### ●心身障害者（児）・要介護高齢者歯科診療

心身障害者（児）と要介護高齢者に対する歯科診療を木曜と土曜に練馬つつじ歯科診療所で実施している。平成22年度の診療実績は診療日数99日、延べ治療件数は3,045件であった。

また、摂食・えん下機能に障害のある心身障害者と要介護高齢者を対象に、摂食・えん下リハビリテーション診療を実施している。診療方法は外来（第2・4火曜の午前9時～午後1時）と訪問（第1・3水曜の午前9時～午後1時）があり、22年度の実績は、診療日数69日（外来35日、訪問34日）、延べ治療件数は269件（外来111件、訪問158件）であった。

心身障害者（児）については、練馬つつじ歯科診療所で検査や予防に関する歯科相談を行っている。

### ●日本大学医学部付属練馬光が丘病院

昭和61年に区が誘致した「練馬区医師会立光が丘総合病院」は、平成3年4月から学校法人日本大学に経営を引き継ぎ「日本大学医学部付属練馬光が丘病院」として再出発した。

経営を引き継ぐに当たり、区と日本大学との間で締結した基本協定において、同病院を地域医療の中心的機能と高度で専門的な機能を持ち、公的な目的と機能を果たす総合的な医療を提供する病院として維持、発展させることなどを取り決めた。

また、区および区民の意見を病院の運営に反映させるために、区民、区議会議員、学識経験者、区職員で構成される「病院運営協議会」が設置されている。

日本大学医学部付属練馬光が丘病院の規模や診療科目等はつぎの通りである。

#### (1) 規模

敷地面積 9,513m<sup>2</sup>、延べ床面積 17,489m<sup>2</sup>  
病床数 342床

#### (2) 診療科目

内科、循環器科、小児科、皮膚科、外科、心血管・呼吸器外科、脳神経外科、整形外科、泌尿器科、産婦人科、耳鼻咽喉科、眼科、放射線科、ペインクリニック（麻酔科）、神経内科、精神神経科、リハビリテーション科

#### 日本大学医学部付属練馬光が丘病院利用状況 平成22年度

区 分	受診者（延べ人数）	月平均（延べ人数）
入院患者	97,273	8,106
外来患者	218,943	18,245
手術	2,350	196
ICU・CCU	1,663	139
人工透析	723	60
救急患者	18,648	1,554

注：ICU（集中治療管理室）

CCU（冠状動脈疾患集中治療管理室）

### ●順天堂大学医学部附属練馬病院

平成10年12月の東京都保健医療計画の改定により、区内での増床が可能になったことを受け、区は誘致方式による病院整備を進め、17年7月に順天堂大学医学部附属練馬病院が高野台三丁目1番に開院した。

区と学校法人順天堂との間で締結した基本協定において、①病床数は400床とすること、②重点医療は、救急・小児・災害時の医療、脳血管疾患、心疾患、悪性新生物などに対する医療とすること、③内科、外科、小児科の24時間救急医療体制の確保、④区内医療機関との連携の実施、⑤区民の意見などを取り入れるための協議会の設置などを取り決めている。

さらに、診療科目などの具体的な運営内容については、運営に関する協定細目を締結している。

順天堂大学医学部附属練馬病院の規模や診療科目等はつぎの通りである。

#### (1) 規模

敷地面積 11,188m<sup>2</sup>、延べ床面積 30,621m<sup>2</sup>  
病床数 400床

#### (2) 診療科目

内科、循環器科、消化器科、呼吸器科、神経内科、メンタルクリニック（精神科）、小児科、小児外科、外科、脳神経外科、呼吸器外科、整形外科・スポーツ診療科、形成外科、皮膚アレルギー科、泌尿器科、眼科、耳鼻咽喉・頭頸科、放射線科、産科・婦人科、ペインクリニック（麻酔科）、リハビリテーション科

#### 順天堂大学医学部附属練馬病院利用状況 平成22年度

区 分	受診者（延べ人数）	月平均（延べ人数）
入院患者	140,837	11,736
外来患者	350,509	29,209
手術	5,215	435
ICU・CCU・NICU	3,834	320
人工透析	4,976	415
救急患者	15,839	1,320

注：ICU（集中治療管理室）

CCU（冠状動脈疾患集中治療管理室）

NICU（新生児集中治療管理室）

### ●看護職員フェア

平成18年の診療報酬改定に際して、7：1看護体制（1日を通じて看護師1人に対して患者7人以内の配置）の診療報酬体系が創設され、大規模急性期病院を中心に、看護師の確保に向けた動きが激化し、看護職員不足が深刻な問題となっている。

区内病院等も慢性的に看護師不足が課題となっており、区内病院の病床数維持と看護師不足を改善するため、潜在看護師を掘りおこし再就業につなげる場の提供として、20年度から看護職員フェア（就職説明会）を実施している。

22年度は2回実施し、これまでの通算5回の実績は延べ参加者数135人に対し、再就業者数33人に達している。

### ●災害時医療救護体制の構築

現在区内には、災害時の医療救護活動の拠点として、12の医療救護所、2つの災害拠点病院を含む21の後方医療機関がある。医療救護所では、区との協定に基づき医師会、歯科医師会、薬剤師会、柔道接骨師会（以下「四師会」という。）が派遣した医療スタッフを中心に、トリアージや軽症者（緑）への応急処置、中等症者（黄）、重症者（赤）の後方医療機関への搬送が行われる。

区では、こうした医療救護体制を構築するために、平成18年7月に、四師会、災害時の拠点病院となる日本大学医学部付属練馬光が丘病院、順天堂大学医学部附属練馬病院、都および区で構成する「練馬区災害時医療救護体制検討委員会」を立ち上げ、調査・検討を行い、課題を整理し、対策について報告書をまとめた。

これを受けて、昭和57年度から設置している災害医療運営連絡会の下に、平成19年度から四師会、二大学病院、警察・消防署および区で作業部会を、21年度からは四師会、二大学病院および区で専門部会を設け、個別の課題について検討を行っている。

22年度は年5回の専門部会を開催し、医療救護所および後方医療機関の見直し、ランニングストック方式による備蓄医薬品の管理などについて検討した。

また、22年9月5日に実施された練馬区震災総合訓練において、四師会、二大学病院と連携して医療救護所の立上げ・トリアージ訓練を実施し、約100名の参加者を得て、災害時の医療救護体制について確認を行った。